

文教福祉委員会

平成25年3月14日（月）
午後2時41分～午後4時38分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・富士大和温泉病院 佐野富士大和温泉病院長、岩橋富士大和温泉病院事務長、
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○重松委員長

ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、最初に4常任委員会による連合審査会の開催についてお諮りいたします。

総務委員会に付託されております第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳入全款及び第3条（第3表）地方債の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査をしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、第1号議案中、歳入全款及び地方債の審査につきましては、連合審査会を開催することに決定いたします。

次に、審査日程案についてでございますが、先ほど決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元に配付しております審査日程案で進めたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、審査日程どおり当委員会に付託されました議案及び請願について審査したいと思います。

次に、3月16日の「国保税の引き上げに反対し、安心できる国保行政への改善を求める請願」の審査に先立ち、紹介議員からの説明が必要かについて協議したいと思います。

佐賀市議会会議規則第142条に「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」との規定があります。この規定に基づき、本委員会

として紹介議員からの説明を求めるか否かについて、委員の皆さん方の御意見をお伺いいたします。

なお、紹介議員である山下明子議員からは、説明を行いたい旨の申し出がっております。どういたしましょうか。

○白倉委員

説明を行いたいという申し入れもいただいていることですし、その申し入れがなくても説明いただいたらいいと思います、当委員会です。

○福井委員

申し入れがなくともというより、説明をしたいということですので、それを受け入れていいと思います。

○重松委員長

ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、紹介議員からの説明を求めることに決定いたします。

次に、請願審査時の執行部の出席について協議したいと思います。

請願についての質疑があることも考えられますし、引き続き議案審査を行う予定ですので、執行部の出席を求めることではいかがでしょうか。請願審査のときに執行部も出席していただくかということですね。引き続きまた議案審査がありますので、そのまま引き続いてやりますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、請願審査時に執行部の出席を求めることに決定いたします。

○白倉委員

ただいまのこの請願に関してなんですけれども、私はちょっと佐賀市議会では経験がないんですが、山下明子議員が紹介者なんですけれども、従来、議会によっては、請願者が説明をしたいというふうなところとか、請願者に説明を求めるとか、いろんなやり方があるんですが、今まで佐賀市議会では、どのような扱いになっていたか、御存じであれば。

○福井委員

記憶の範囲では請願者の説明はありません、過去には。佐賀市議会では行ってないと。

○重松委員長

佐賀市議会会議規則第142条では、紹介議員の説明を求めるか否かはこの委員会で議決するとなっておりますので、提出者ではなくても紹介議員でも、この委員会が必要とあれば、その折、こちらのほうからお願いしますという形になりますので、相手方のほうから何もなかったらもうそのまま請願を受けると、そして採決を行うという形になっています。今回は山下明子議員から説明を行いたいと申し出ていますので、それをどうしますかということですから、受けるということになりました。

次に、現地視察についてですけど、もし希望がある場合はマイクロバスの都合もござい
ますので、早目にお申し出でいただきたいと思います。

それから、連合審査会時の席次についてですけれども、正副委員長協議の上、お配りし
ております席次表のとおりとしたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この席次のとおりでお願いをいたします。

なお、連合審査会終了後、文教福祉委員会をまた再開して、議案審査を行いますので、
よろしく願いしておきます。

それでは、一旦文教福祉委員会は休憩いたします。

連合審査会に切りかわりますので、大会議室への移動をお願いいたします。

◎午後2時48分～午後4時 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

審査日程に従いまして、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思
いますが、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要になりますので、
簡潔な説明を行っていただきたいと思います。特に当初予算は非常にボリュームがありま
すので、経常的な経費については主なもの、前年度と比べて大きく変わったものを中心に
説明をお願いいたします。

また、答弁は役職にかかわらず質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いい
たします。

また、委員の皆さんにおかれましては、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますけれど
も、1回につき2問ぐらいに絞っていただければと思います。

それから、審査終了後に付託議案に関連して現地視察を希望される場合は審査終了まで
にお申し出いただきたいと思います。

それでは、早速、富士大和温泉病院に関する議案審査に入ります。

第9号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

説明に入ります前に、本日は病院長が参っておりますので、一言御挨拶をいただきたい
と思います。

○重松委員長

では、お願いいたします。

○佐野富士大和温泉病院長

皆さん、こんにちは。病院長の佐野でございます。一言御挨拶させてください。

私は、昨年4月に前の木須院長から引き継ぎまして約1年がたとうとしておりますが、

当院を取り巻く環境は非常に厳しくて、この何年後か、平成30年度に控えております医療と介護の統合、それからもっとその先の2025年問題、もうすぐそこに来ております。その中でも、我々は、地域の皆様に愛され、信頼される病院になるように、一同、日々頑張っているところでございます。

これより事務長から平成28年度当初予算案の詳細について御説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○重松委員長

ありがとうございました。

それでは、説明をお願いいたします。

◎第9号議案 平成28年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計予算 説明

○重松委員長

それでは、ただいま第9号議案 平成28年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計予算の説明がございましたけれども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、御質疑はございませんでしょうか。

○山口委員

先ほど冒頭に院長から大変病院経営が厳しい旨のお話があったと思います。そうした中で、やはり病院事業としてはまず収入の部分ですね、そこをいかに図っていくかということがやはり今問われているのではないかと思うんですが、きょういただいたこの附属資料、病院2の資料の1ページのその他医業収益、室料差額収益、これが前年度から200万円——200万円といったら200万円なんですけれども、この200万円というのは結構大きいのかなと思っております。

「室料差額が発生する病床数の減少による利用の減」と書いてありますが、これは一般病床が54で、療養病床が44、その差額の10床分の中の話だったのでしょうか。ちょっとそこを御説明いただきたい。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

一般病床54床のうちの10床を地域包括ケア病床として活用しております。10床の部分が、差額室料を取れる個室等を2床、地域包括ケア病床として活用しておりますので、その分が取れないということです。療養病床につきましては、個室料等は取れない仕組みとなっております。

ですから、一般病床の44床のうちの個室病床が対象となるというところですよ。

○山口委員

ちょっと詳しくないので御説明いただきたいんですが、そしたら、そもそも室料差額というのが、前年度では800万円あったわけですよ。ですから、この800万円というのは、その54床のうちの療養病床44床の中の個室とかなんとかから差額の分が取れていたということではないんですか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

まず、54床の部分の個室について特別室が2室あります。これが4,860円の差額をいただきます。それと、個室の1人部屋が9床、2,700円、あと個室の2人部屋が3床、1,620円となっております。基本的に希望して個室に入られた場合は、この金額を取れることとなっております。

ただ、病院の都合、例えば、54床中53床入っていて、個室だけがあいていたということ、入院を受けるときにそこに入れた場合は、基本的に個室差額は取れないという形です。そこに入れなくちゃいけないと。

それともう一つは、どうしても感染症等につきまして、個室管理をせざるを得ないという場合については、個室管理料は取れないということになっております。ですので、基本的には、病床に余裕があって、希望どおりに個室に入られた場合のみ個室料が取れるということで、この14床のうちの2部屋を地域包括ケア病床という病床に指定したことによって、必然的にその2床については個室料は取れないという診療報酬上の制度となっております。

療養病床の44床につきましては、これも全て個室もありますけれども、個室料は取れないという診療報酬上の制度となっております。

○山口委員

もし制度でそれが決まっているんだったら教えてください。その2床というのをあえてわざわざ地域包括ケア病床に回さないで、一般病床にしていたならば、その分、減らなくて済むんじゃないかなと思うんですが、これは何か決まりがあるんですか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

地域包括ケア病床については、指定は病院のほうで独自で決められます。ただ、病院の病床の運営上、例えば、4床を男性部屋、4床を女性部屋と設定した場合に、一応10床を、今うちとしては設定しておりますので、あと残り2床を個室2つにするか2人部屋にするかということになります。

ただ、地域包括ケア病床の中でも、感染症等の患者が入ってくる可能性もありますので、個室を2部屋確保しているところでございます。

以上です。

○白倉委員

ちょっと関連なんですけれども、先ほどから質問に出ています地域包括ケア病床、収入減の流れはよく理解できているんですけれども、その地域包括ケアシステムの進捗に伴って、どの病院でも何床か確保しなければいけないというふうな決まりみたいなのがあってのことなんですか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

地域包括ケア病床については、国のほうから何床か各病院、必ず取りなさいという決ま

りはありません。あくまでも病院の判断で行っている部分でございます。

○高柳委員

言葉の表現なのですが、まず入院収益に対しては患者数は同程度だと、外来患者は減少すると、どういう見込みの中でこういうふうな判断をされたのか。

それと、職員給与の中で児童手当というのが発生しますよね。この児童手当は何人に支給されているか、ちょっと教えてください。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

1点目につきましては、基本的には平成27年度の上半期の実績をもとに数字を積算しているところでございます。

外来患者につきましては、9月までの上半期で約1万8,000人弱の患者を受け入れておりますので、平成28年度当初を3万6,000人ほど、約倍に積算をしているところでございます。

それと、入院患者につきましては、上半期の稼働率が81.3%、1日44名程度ですので、それをもとに今年度の入院患者数を積算しているところでございます。

○富士大和温泉病院事務部門経営企画係長

児童手当の対象職員としては34名で、お子さんの数としては65人で積算をしているところです。

○松永憲明副委員長

介護保険収益のところなんですけれども、通所リハビリテーション利用者数の減ということだったんですけれども、人数がどれくらい減っていく見込みなのか、またその理由がわかれば教えてください。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

通所リハビリテーションの利用者数については約6%ぐらい減少するものと見込んでおります。

平成27年9月末で4,400人弱の利用者数でしたので、平成28年度は倍の8,800人程度を予定しているところでございます。

利用者数の減につきましては、さまざまな介護サービス施設がふえてきております。そのため、通所リハビリテーション、通所介護サービス等の類似施設が多くできているため、減少しているものと考えているところでございます。

以上です。

○白倉委員

ちょっと漠然とした質問で申しわけないんですけれども、資料13の122ページなんですけれども、職員数、医師、それと技術職、看護師は前年度とそんなに変化はないんですが、富士大和温泉病院としては、今言われているような——医師も含めてですが——看護師の人材不足とか、その辺のところはどのようになっているのでしょうか。サービスの充実のところちょっと関連してくるものですから、お伺いします。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

まず、看護師と介護職員等の配置につきましては、それぞれ、看護師については看護基準がありますし、通所につきましては、介護サービス、通所サービスの配置人員の人数が決まっております。その人数につきましては、十分確保できているところでございます。

ただ、全般的に人材につきましては、やっぱり介護施設が多くなってきているため、介護施設職員、ケアワーカーの確保というのは、今後難しくなってくる可能性はあると見ているところでございます。

以上です。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思っております。

以上で富士大和温泉病院に関する議案審査を終了いたします。

富士大和温泉病院の職員は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

それでは、皆さん方にお諮りしたいと思いますけれども、本日の審査に関しまして現地視察の御希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。